

面談でのご相談

下記の場所と日程で
受付しております。
直接会場まで
お越しください。



【前橋会場】群馬司法書士会館

面談日程 毎月 第2・第4土曜日
13:00～16:00

〒371-0023 群馬県前橋市本町1-5-4



【東毛会場】太田商工会議所

面談日程 毎月 第2土曜日
13:00～16:00

〒371-0023 群馬県前橋市本町1-5-4



電話でのご相談

下記の日程で電話相談を受付しております。

司法書士 労働相談センター

無料
電話相談 毎月 第2・第4火曜日
18:00～21:00

027-226-6111

一般相談(労働相談以外でもお受けします)

無料
電話相談 群馬司法書士
総合相談センター
前橋市本町1-5-4

月～金(10:00-16:00)※祝日・年末年始除く

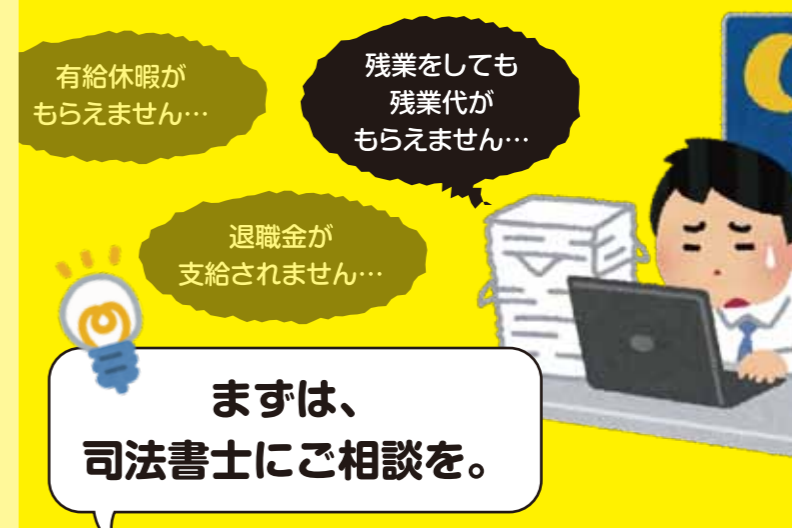
027-221-0150

<http://www.gunma-shihoshoshi.or.jp/>

★司法書士が常時対応しています。
お気軽にお問い合わせください。



相談! 労働トラブル



群馬司法書士会

Q1 退職金が支給されません…

A 退職金の支払い規定を確認し、規定があれば5年間請求できます



Q2 会社が給料を支払ってくれません…

A 未払い賃金の請求をします



Q3 残業をしても残業代がもらえません…

A 会社は、時間外賃金を支払う義務があります



このような労働トラブルでお悩みの方は是非「**司法書士**」にご相談ください!

Q4 急に辞めてくれと言われてしまった…

A 解雇予告手当の請求や社員としての地位の確認を裁判所に求めることができます



Q5 うちの会社には休みがありません…

A 法律上定められた休日や年次有給休暇の制度があります



Q6 上司からセクハラを受けています…

A 泣き寝入りはいけませんまずは相談してください